

経済産業大臣 殿

国際エネルギースターロゴ使用製品届出書 (プリンター)

国際エネルギースターロゴを使用する日本国内向け製品について、以下のとおり申請します。

記

1. 問い合わせ先

会社名： _____
 担当者： 所属 _____ 役職 _____ 氏名 _____
 T e l : _____ F a x : _____
 e - m a i l : _____

2. 製品名等

1) プリンターの製品形式、印刷技術、カラー機能について、該当する項目に○を付けてください。

製品形式	標準 大判 小判
印刷技術	感熱 染料昇華 電子写真 熱転写 固体インク 高性能インクジェット インクジェット インパクト
カラー機能	カラー モノクロ

2) 以下の基本情報を記入してください。

ブランド名			
型式 (型番号又は型名)			
製品群名		適合モデル数	
発売時期 (年月)			
製品速度 s (ipm)			

注) 製品群登録：製品群を代表するモデルについて、その測定値等を報告します。別表第1-3の3. 「試験要件」及び5. (4) の定義を参照して試験用に適切なモデルを選択し、「型式」に記入してください。更に「製品群名 (又はシリーズ名)」及び代表モデルを含めた「適合モデル数」を記入の上、本届出書の6. に製品群の全適合モデル/型式等を記載してください。

注) 製品速度s (ipm) は、別表第2-3 4. (1) B) を参照し、製品の公称モノクロ最大速度から求め、整数 (四捨五入) で記入してください。

3. 一般要件

(1) 外部電源装置

プリンターが外部電源装置と共に出荷される場合は、その外部電源装置が以下の内容に準拠していることを確認し、どちらかに○を付けてください。

	国際効率表示協会のレベルV性能要件を満たしている。
	国際効率表示協会のレベルV性能要件を満たし、レベルVマークを表示している。

(2) デジタルフロントエンド

プリンターがデジタルフロントエンドと共に販売される場合は、そのデジタルフロントエンドに関する標準消費電力量を記入してください。

注) デジタルフロントエンドの定義は、別表第1-3の5.(4)の定義を参照してください。

注) 共に販売されないデジタルフロントエンドは、この要件の対象ではありません。

別表第1-3の2.(2)2)を参照に、該当するデジタルフロントエンド区分の報告値の欄いづれか1つに、算出した標準消費電力量を基準値と同じ有効桁数に四捨五入して記入し、基準値以下であることを報告してください。

デジタルフロントエンド区分		標準消費電力量の最大要件 TEC_{DFE} (kWh/週)			
		第1種デジタルフロントエンド		第2種デジタルフロントエンド	
		基準値	報告値	基準値	報告値
A	区分B以外	10.9		8.7	
B	2つ以上の物理的CPU、またはCPU1つと1つ以上の独立型補助的処理加速装置 (APA)	22.7		18.2	

4. 消費電力量等

適用した測定方法に基づき、以下の(1)又は(2)のどちらかを選択し、報告してください。

(1) TEC (標準消費電力量) 方法

① 自動両面印刷機能について、該当するものに○を付けてください。

	要件の適用無し
	購入時において標準装備又は任意の附属品
	購入時において標準装備

② 別表第1-3の2.(3)2)の標準消費電力量要件によるTEC基準値 (TEC_{MAX}) および標準

消費電力量を記入し、基準値以下であることを報告してください。
 TEC基準値 (TEC_{MAX}) は小数点以下第1位に四捨五入してください。
 標準消費電力量は基準値と同じ有効桁数に四捨五入してください。

基準値 (kWh)	標準消費電力量 (kWh)

注) A3対応可能 (幅が275mm以上の用紙通過路を有する標準形式の製品) の場合は、TEC基準値 (TEC_{MAX}) に0.3kWh/週の許容値を加算すること。

注) プリンターに電力を依存する第2種デジタルフロントエンドと共に販売される製品の場合は、本届出書4.(2)で記入した消費電力量を0.80で除算し、標準消費電力量から差し引くこと。

(2) OM (動作モード) 方法

1) スリープモードに対する初期設定移行時間要件

別表第1-3の2.(4)2)の初期設定移行時間要件による基準値および初期設定時間の測定値 (t_{SLEEP}) を基準値と同じ有効桁数に四捨五入して記入し、基準値以下であることを報告してください。

基準値 (分)	初期設定移行時間 (分)

注) 初期設定移行時間要件は、稼働準備状態においてスリープモード要件を満たすことができる製品には適用しません。

2) スリープモード消費電力要件

① 別表第1-3の2.(4)3)のスリープモード消費電力要件による基準値およびスリープモード消費電力測定値 (P_{SLEEP}) を記入し、基準値以下であることを報告してください。
 基準値は小数点以下第1位に四捨五入してください。
 スリープモード消費電力は基準値と同じ有効桁数に四捨五入してください。

基準値 (W)	スリープモード消費電力 (W)

注) 基準値には印刷技術および追加機能による許容値を含むこと。

注) プリンターに電力を依存する第2種デジタルフロントエンドと共に販売される製品の場合は、別表第1-3の2.(4)1)に従い、デジタルフロントエンドの消費電力を差し引き調整を行うこと。

② ①の適用に用いた追加機能許容値の内訳を記入してください。

種類	既定許容値(W)	適用許容値 (W)
試験において使用したインターフェースを1つ選択し、適用した許容値を記入してください。		

有線 20MHz未満	0.2	
有線 20MHz以上500MHz未満	0.4	
有線 500MHz以上	0.5	
有線 カード、カメラ、ピクトブリッジ	0.2	
無線	2.0	
赤外線IR	0.1	
試験において使用した追加機能について、適用した許容値を記入してください。（複数選択可）		
コードレス電話機	0.8	
メモリ	0.5/GB	
電源装置	$0.02 \times (P_{OUT} - 10.0)$	
タッチパネルディスプレイ	0.2	
内部ディスクドライブ	0.15	
許容値の合計 (W)		

3) 待機時消費電力要件

別表第1-3の2.(4)4)の待機(スタンバイ)消費電力要件による待機時消費電力測定値(稼働準備時(P_{READY})、スリープ時(P_{SLEEP})、オフ時(P_{OFF})のうち、最も小さい消費電力)を基準値と同じ有効桁数に四捨五入して記入し、基準値以下であることを報告してください。

基準値 (W)	待機時消費電力 (W)
0.5	

注) プリンターに電力を依存する第2種デジタルフロントエンドと共に販売される製品の場合は、別表第1-3の2.(4)1)に従い、デジタルフロントエンドの消費電力を差し引き調整を行うこと。

5. 測定機関(自社又は第三者機関)

6. その他

- ・測定装置の仕様およびその精度等
- ・製品群登録する全モデル名等

適合モデル名(型式)	備考

以上